

この用紙は、「診断書・判定書」と一緒に医療機関等の担当の方にお渡しください。

診 断 基 準 ・ 判 定 基 準

| 区 分 | 程 度 | |
|--------|-----|--|
| 視覚障害 | A | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能の障害が高度のもの(※1)のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴覚障害 | B | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知的発達遅滞 | C | 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの 3 上記1又は2の程度に達しない知的発達遅滞のもの |
| 肢体不自由 | D | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの 3 上記1又は2の程度に達しない軽度のもの |
| 病弱 | E | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |
| 言語障害 | F | 1 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない場合に限る。)で、その程度が著しいもの 2 上記1以外のもの |
| 情緒障害 | G | 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも 3 上記1又は2以外のもの |
| 発達障害 | H | 1 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害。 2 上記1以外のもの |

※1 「視力以外の視機能の障害が高度のもの」とは、高度の視野狭窄、高度の夜盲、全色盲などのものをいう。